

連結情報のディスクロージャー －部分時価評価法と全面時価評価法－

Disclosure of Consolidation － the partial fair value method and the all fair value method －

高須 教 夫(神戸商科大学教授)
Norio Takasu

要 約

本稿においては、改訂連結財務諸表原則における資本連結手続について概説すると共に、ディスクロージャーの観点から、なぜそこにおいて資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法からの選択適用が認められているのか、また、なぜ情報作成者である企業と情報利用者(証券アナリスト)とで資本連結手続について選好の相違が生じているのかということを検討している。

そして、その結果、情報利用者に全面時価評価法を選好させる要因、企業に部分時価評価法を選好させると共に、その選好度があまり高くない要因、ならびに、連結原則の改訂に当たって資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用を認めるという決定をもたらした要因について明らかにしている。

Summary

In this article, first, I summarize the capital consolidation procedures of the revised consolidated financial statements principles in Japan. Next, from the viewpoint of disclosure, I examine why the choice from the "partial fair value method" and the "all fair value method" is accepted and why corporations (who prepare the information) and information users (securities analysts) have a different preference to these capital consolidation procedures.

As a result, I make clear the reasons why corporations have a preference for the "partial fair value method", and why information users have a preference for the "all fair value method", why the degree of preference is not so high, and why the standards-setter came to accept the choice from these two methods.

第1節 はじめに

近年、わが国企業の多角化・国際化の急速な進展、わが国証券市場への海外投資家の参入の増加等、わが国企業を取り巻く環境に著しい変化が生じてきた。そのために、連結情報に対するニーズが一段と高まり、そのことを受けて、企業会計審議会は平成9年6月6日に『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』(以下、「連結意見書」という)を公表し、そこにおいて従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換を図ると共に、連結財務諸表の作成手続を整備するなど連結情報充実の観点から連結財務諸表原則(以下、「連

結原則」という)の改訂が図られたのである。

そのことから、今回の連結原則の改訂に当たっては連結財務諸表の作成手続に少なからぬ変更が行われている。しかし、その一方で、親会社説と経済的単一体説という連結財務諸表の作成についての2つの考え方のうちいずれの考え方によるべきかを検討した結果、「本改訂連結原則では、従来どおり親会社説の考え方によることとしている」(連結意見書、第二部、一の2.)のである。その意味で、今回の改訂点の中でも注目すべき改定点の1つが、資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法を挙げ、そのうちからの選択適用を認めているという点である。しかも、この資本連結手続の選択適用に当たって

は、企業と情報利用者（証券アナリスト）との間で異なる選好関係が認められるのである（松尾[1998]、松尾[1999]）。

このように、資本連結手続の選択をめぐっては解明すべき多くの疑問点が存在しており、情報の有用性（ディスクロージャー）の観点からそれを検討する必要があるように思われる。しかるに、これまでかかる検討はほとんど行われてこなかったのが現状である。そして、このような状況の中、かかる検討を試みた先駆的研究の1つとして黒川[1998]があるのであるが、しかし、そこにおける検討も上記の疑問点に答えるのには十分なものではなかったといえる。

そこで、本稿においては、改訂連結原則における資本連結手続について概説すると共に、資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法からの選択適用が認められていることおよび企業と情報利用者として資本連結手続について選好の相違が認められることの意味をディスクロージャーの観点から検討することにする。

第2節 改訂連結原則における資本連結手続

(1) 子会社の資産および負債の評価

連結貸借対照表の作成に当たっては、支配獲得日において、子会社の資産および負債を次のいずれかの方法により評価しなければならないとしている（改訂連結原則第四の二の1）。

- ① 子会社の資産および負債のうち、親会社の持分に相当する部分については株式の取得日ごとに当該日における公正な評価額（時価）により評価し、少数株主持分に相当する部分については子会社の個別貸借対照表上の金額による方法（部分時価評価法）。
- ② 子会社の資産および負債のすべてを、支配

獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）。

ただし、部分時価評価法を採用している場合であっても、連結計算の結果が著しく相違しない場合には、支配獲得日における時価を基準として、子会社の資産および負債のうち親会社の持分に相当する部分を一括して評価することもできるものとされている（同注解8）。また、支配獲得日または株式の取得日が子会社の決算日以外の日である場合には、当該日の前後いずれか近い決算日に支配獲得または株式の取得が行われたものとみなして処理することも認められている（同注解9）。

そして、その結果として生じることになる子会社の資産および負債の時価による評価額と当該資産および負債の個別貸借対照表上の金額との差額（評価差額）は、子会社の資本とするものとして（同第四の二の2）。ただし、評価差額に重要性が乏しい子会社の資産および負債については、個別貸借対照表上の金額によることもできる（同第四の二の3）。

(2) 連結会社相互間の投資と資本の相殺消去

親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本は、相殺消去しなければならないとする（改訂連結原則第四の三の1）。ただし、部分時価評価法によっている場合には、株式の取得日ごとに算定した子会社の資本のうち取得した株式に対応する部分を投資と相殺消去し、株式の取得日後に生じた子会社の剰余金のうち取得した株式に対応する部分は連結剰余金として処理するものとしている。一方、全面時価評価法によっている場合には、支配獲得日において算定した子会社の資本のうち親会社に帰属する部分を投資と相殺消去し、支配獲得日後に生じた子会社の剰余金のうち親会社に帰属する部分は、連結剰余金として処理するものとしている（同注解10）。なお、こ

の処理は相殺消去の対象となる投資に既に持分法を適用している場合であっても同様であり、持分法の評価額を投資の帳簿価額とみなして相殺消去を行うものとされている（連結意見書、第二部、二の5.の(1)の②）。

しかし、かかる相殺消去を行うに当たり、差額が生じる場合には、当該差額を連結調整勘定とし、原則として、その計上後20年以内に、定額法その他合理的な方法により償却しなければならないとしている。ただし、連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期の損益として処理することもできるとされている（改訂連結原則第四の三の2）。

なお、子会社相互間の投資とこれに対応する資本についても、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならないものとされている（同第四の三の3）。

第3節 改訂連結原則における資本連結手続の検討

－ディスクロージャーの観点から－

『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』においては、親会社説と経済的単一体説という連結財務諸表の作成についての2つの考え方のうちのいずれの考え方によるべきかを検討した結果、改訂連結原則では、従来どおり親会社説の考え方によることとしているのである。しかも、かかる結論を導き出すに当たり、その理由として「連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられる」（連結意見書、第二部、一の2.）ということが挙げられている。それでは、親会社の投資者に対するディスクロージャーの観点から今回の連結原則の改訂はいかなる意味を有しているのだろうか。

これについては、筆者は既に別稿（高須[1998]）において、所有概念（親会社説）に基づきつつも支配概念（経済的単一体説）への対応を行おうとしているものと見ることを理論的に明らかにした。そして、その限りにおいては資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用を認める合理的理由は存在しないように思われる。しかし、改訂連結原則においては資本連結手続の選択適用を認めており、しかも、アンケート調査結果によれば、その場合に企業は部分時価評価法を選好しており（58.8%）、情報利用者は全面時価評価法を選好している（76.6%）ことが明らかになるのである（松尾[1998]、松尾[1999]）。

そこで、本節においては、親会社の投資者に対するディスクロージャーの観点から資本連結手続としてなぜ部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用が認められているのか、また、なぜ企業と情報利用者でかかる選好の相違が生じているのかということを明らかにするために、部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とで経営分析指標にいかなる相違が生じることになるかを設例を用いて検討することにする。

〔設例1〕

P社（親会社）は単一取引によりS社（子会社）の発行済株式の100k% ($0.5 < k < 1$) を I_k で取得した。そして、取得日（支配獲得日）におけるP社およびS社の個別貸借対照表を示せば以下のとおりである。なお、当該日におけるS社の識別可能な資産、負債、純資産の公正価値は A_{sf} 、 L_{sf} 、 C_{sf} であった。ただし、 $I > C_{sf} > C_s$ とする。

また、P社がS社の支配を獲得した後の第1会計年度におけるP社およびS社の事業利益ならびに純利益は O_p および O_s ならびに E_p および E_s であった。なお、ここにおいては簡単化のためにP社とS社の間に取引関係は存在しないものとする。

P社個別貸借対照表		S社個別貸借対照表	
S社投資 Ik	負債 Lp	資産 As	負債 Ls
資産 S社投資除く Ap	資本 Cp		資本 Cs

そのためにまず、部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とで、連結財務諸表上の数値にいかなる相違が生じるかを見てみることにする。部分時価評価法においては子会社の資産および負債のうち、親会社持分に相当する部分のみが時価により評価され、少数株主持分に相当する部分については帳簿価額により評価されているのに対して、全面時価評価法においては子会社の資産および負債のすべてが時価により評価されていることから、その相違は少数株主持分に相当する部分を時価で評価するか帳簿価額で評価するかという点に認められることになる。その結果、部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合では、連結貸借対照表上の総資産額に相違が生じることになる(第1図)¹⁾。一方、連結貸借対照表上の自己資本および連結損益計算書上における純利益(親会社株主に帰属する利益)については部分時価評価法を選択する場合にも全面時価評価法を選択する場合にも相違は生じないのである²⁾。そして、この子会社の資産および負債について、親会社持分に相当する部分も少数株主持分に相当する部分も共に同一の評価基準が採用されるということが、情報利用者に全面時価評価法を嗜好させる要因の1つになったものと思われる。

次に、上記の設例に基づいて実際に経営分析指標にいかなる相違が生じるのかを見てみることにする。ここにおいては、まず経営分析指標のうち収益性に係わる指標として自己資本利益率(純利

第1図 部分時価評価法および全面時価評価法に基づく連結貸借対照表

連結貸借対照表 (部分時価評価法)		連結貸借対照表 (全面時価評価法)	
資産 S社投資除く Ap	負債 Lp	資産 S社投資除く Ap	負債 Lp
	負債 Ls		負債 Ls
資産 As	(Lsf - Ls)k	資産 As	Lsf - Ls
(Asf - As)k	少数株主持分 Cs(1 - k)		少数株主持分 Cs(1 - k)
連結暖簾 (I - Csf)k	資本 Cp	Ast - Ast	資本 Cp
		連結暖簾 (I - Csf)k	

益/自己資本)および総資本利益率(事業利益/総資本)を取り上げることとする。そしてその指標の計算式から、出資者の観点から重要な指標である自己資本利益率については部分時価評価法を選択する場合にも全面時価評価法を選択する場合にも相違は生じないが、しかし、経営者の観点から重要な指標である総資本利益率については部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とでは相違が生じることが明らかになる。

そこで、第1会計年度について部分時価評価法を選択する場合における総資本利益率と全面時価評価法を選択する場合における総資本利益率を計算することにする³⁾。その結果、

①部分時価評価法を選択する場合

$$\text{総資本利益率} = (O_p + O_s - (\Delta(A_{sf} - A_s)k + \Delta(I - C_{sf})k)) / (A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (I - C_{sf})k)$$

②全面時価評価法を選択する場合

$$\text{総資本利益率} = (O_p + O_s - (\Delta(A_{sf} - A_s) + \Delta(I - C_{sf})k)) / (A_p + A_{sf} + (I - C_{sf})k)$$

となる。したがって、総資本利益率は、部分時価評価法を選択した場合の方が全面時価評価法を選択した場合よりも大きくなる⁴⁾。

〔設例 2〕

設例 1 に以下の条件を追加する。

支配獲得日における P 社および S 社の個別貸借対照表上における流動資産、固定資産および流動負債は A_{pe} 、 A_{pl} 、 L_{pe} 、 A_{se} 、 A_{sl} 、 L_{se} であった。また、支配獲得日における S 社の流動資産、固定資産および流動負債の公正価値は A_{sef} 、 A_{sif} 、 L_{sef} であった。

次に、経営分析指標のうち安全性に係わる指標として流動比率（流動資産／流動負債）、自己資本比率（自己資本／総資本）および固定比率（固定資産／自己資本）を取り上げることにする。そしてその指標の計算式から、企業の短期的な安全性を表わす指標である流動比率については部分時価評価法を選択する場合にも全面時価評価法を選択する場合にもほとんど相違は生じない⁵⁾が、しかし、企業の長期的な安全性を表わす指標である自己資本比率および固定比率については部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とでは相違が生じることが明らかになる。

そこで、支配獲得日の部分時価評価法を選択する場合における自己資本比率および固定比率と全面時価評価法を選択する場合における自己資本比率および固定比率をそれぞれ計算することにする。その結果、

①部分時価評価法を選択する場合

$$\text{自己資本比率} = C_p / (A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (I - C_{sf})k)$$

$$\text{固定比率} = (A_{pl} + A_{sl} + (A_{sif} - A_{sl})k) / C_p$$

②全面時価評価法を選択する場合

$$\text{自己資本比率} = C_p / (A_p + A_{sef} + (I - C_{sf})k)$$

$$\text{固定比率} = (A_{pl} + A_{sif}) / C_p$$

となる。したがって、自己資本比率は部分時価評価法を選択した場合の方が全面時価評価法を選択した場合よりも大きくなることや、また、固定比率は部分時価評価法を選択した場合の方が全面時価評価法を選択した場合よりも小さくなることや

わかる⁶⁾。

以上のことから、資本連結手続として部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とで、異なる計算結果が得られる経営分析指標である総資本利益率、自己資本比率および固定比率について、部分時価評価法を選択する場合の方が全面時価評価法を選択する場合よりも良好な結果が得られることが明らかになる。しかし、上記の指標のうち安全性に係わる指標である自己資本比率および固定比率については、自己資本に少数株主持分を加算して計算すると部分時価評価法を選択する場合にもたらされる上記の効果が必ずしも生じないことが明らかになるのである⁷⁾。言い換えると、情報作成者である企業が部分時価評価法を愛好すると共に、その選好度があまり高くない要因の1つがかかる効果にあると思われるのである。

このように、企業による部分時価評価法の選好がその経営分析指標を良好にみせるという効果があるとすれば、なぜ改訂連結原則において資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用が認められているのであろうか。そこで、このことを明らかにするために、総資本利益率について部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とではいかなる解釈の相違が生じるのかということを経理的に検討することにする。上記の計算式より明らかなように、全面時価評価法に基づく総資本利益率においては子会社の取得によってすべての資産を支配しているという事実が重視されているのに対して、部分時価評価法に基づく総資本利益率においては子会社の取得によって少数株主の所有している資産部分を廉価に支配しているという事実が重視されているといえる。すなわち、全面時価評価法を選択する場合には、経営者に委託されている資産の運用成果のみを経営者の業績と見ているのに対

して、部分時価評価法を選択する場合には、少数株主の所有している資産を廉価に支配するという決定も併せて経営者の業績と見ていることになるのである。言い換えると、ここにおいては子会社の支配を獲得するに当たってどの程度の株式所有割合を取得するかという経営者による決定に対する取扱いに重要な相違が存在しているといえる。その意味で、部分時価評価法を選択する場合と全面時価評価法を選択する場合とでは、経営者の業績について異なる観点から情報が提供されるということが明らかになるのである。そしてそのことが、今回の連結原則の改訂に当たって資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用を認めるという決定をもたらす要因の1つになったものと思われる。

第4節 結びに代えて

以上において、改訂連結原則における資本連結手続について概説すると共に、ディスクロージャーの観点からなぜ資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法からの選択適用が認められているのか、また、なぜ企業と情報利用者間で資本連結手続について選好の相違が生じているのかということを検討してきたのである。

その結果、以下のような知見を得ることができた。

- (1) 全面時価評価法を適用する場合には、子会社の資産および負債について、親会社持分に相当する部分も少数株主持分に相当する部分も共に同一の評価基準が採用されることが明らかになった。そしてそのことが、情報利用者にも全面時価評価法を選好させる要因の1つになったものと思われる。
- (2) 部分時価評価法を選択する場合にも全面時価

評価法を選択する場合にも自己資本利益率および流動比率については相違は生じないのであるが、総資本利益率、自己資本比率および固定比率については相違が生じ、しかも、部分時価評価法を選択する場合の方が全面時価評価法を選択する場合よりも良好な結果が得られることが明らかになった。しかし、上記の指標のうち自己資本比率および固定比率については、自己資本に少数株主持分を加算して計算すると部分時価評価法を選択する場合にもたらされる上記の効果が必ずしも生じないということも明らかになった。そしてそのことが、情報作成者である企業に部分時価評価法を選好させると共に、その選好度があまり高くない要因の1つであると思われる。

- (3) 総資本利益率に認められる相違は、理論的には異なる観点に基づいて経営者の業績を評価していることから生じていることが明らかになった。そしてそのことが、今回の連結原則の改訂に当たって資本連結手続として部分時価評価法と全面時価評価法からの選択適用を認めるという決定をもたらす要因の1つになったものと思われる。

〈注〉

- 1) 総資産額は、部分時価評価法を選択する場合には $A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (1 - C_{sf})k$ に、全面時価評価法を選択する場合には $A_p + A_{sf} + (1 - C_{sf})k$ になる。
- 2) 連結損益計算書上における純利益（第1会計年度）は、部分時価評価法を選択する場合にも全面時価評価法を選択する場合にも等しく $E_p + E_s k - \Delta(A_{sf} - A_s)k + \Delta(1 - C_{sf})k$ になる。ただし、少数株主持分に帰属する利益については、部分時価評価法を選択する場合には $E_s(1 - k)$ となり、全面時価評価法を選択する場合には $E_s(1 - k) - \Delta(A_{sf} - A_s)(1 - k)$ となり、 $\Delta(A_{sf} - A_s)(1 - k)$ だけ相違が生じることになる（ Δ は当該項目の第1会計年度における償却額を表わすことにする）。なお、上記の関係は設例1における制約条件をゆるめてP社とS社の間に取り関係が存在するとした場合（すなわち、未実現損益が生じる場合）にも妥当する。

- 3) ここにおいては、簡単化のため総資本として支配獲得日の総資産額を採用することにする。なお、総資本として期首と期末の総資産額平均を採用した場合にも同様の結果が得られることになる。
- 4) ここにおいては、 $A_{sf} > A_s$ が想定されている。なお、この関係は第2会計年度以後においても妥当する。
- 5) 支配獲得日における流動比率は、①部分時価評価法を選択する場合には $(A_{pc} + A_{sc} + (A_{scf} - A_{sc})k) / (L_{pc} + L_{sc} + (L_{scf} - L_{sc})k)$ 、②全面時価評価法を選択する場合には $(A_{pc} + A_{scf}) / (L_{pc} + L_{scf})$ となる。しかし、流動資産および流動負債を構成する項目のうち帳簿価額とその時価とに極めて大きな乖離が認められるのは短期所有の有価証券のみである。ただし、当該有価証券にはほぼ該当する売買目的有価証券については個別財務諸表上で時価評価が要求されている（金融商品に係る会計基準、第三、二の1）ことから流動比率の計算上かかる乖離の問題は生じないことになる。
- 6) ここにおいては、 $A_{sf} > A_s$ および $A_{sif} > A_{si}$ が想定されている。なお、この関係は支配獲得日以後の時点においても妥当する。
- 7) 自己資本に少数株主持分を加算して計算すると、支配獲得日の部分時価評価法を選択する場合における自己資本比率および固定比率と全面時価評価法を選択する場合における自己資本比率および固定比率は次のようになる。

①部分時価評価法を選択する場合

$$\text{自己資本比率} = (C_p + C_s(1-k)) / (A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (1 - C_{sf})k)$$

$$\text{固定比率} = (A_{pi} + A_{si} + (A_{sif} - A_{si})k) / (C_p + C_s(1-k))$$

②全面時価評価法を選択する場合

$$\text{自己資本比率} = (C_p + C_{sf}(1-k)) / (A_p + A_{sf} + (1 - C_{sf})k)$$

$$\text{固定比率} = (A_{pi} + A_{sif}) / (C_p + C_{sf}(1-k))$$

となる。なお、ここで $L_s = L_{sf}$ および $A_{sc} = A_{scf}$ （《注》5）を参照）と想定すると、自己資本比率は全面時価評価法を選択した場合の方が部分時価評価法を選択した場合よりも大きくなるが、また、固定比率はその数値が100%である場合を境にして部分時価評価法を選択した場合と全面時価評価法を選択した場合の大小関係が異なることがわかる。（証明）

《参考文献》

- 黒川行治 [1998] 『連結会計』新世社。
- 桜井久勝 [1996] 『財務諸表分析』中央経済社。
- 高須教夫 [1998] 『連結財務諸表をめぐるイメージの相剋』山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』（研究叢書第49号）神戸大学経済経営研究所、1998年、1-70頁。
- [1999a] 『連結財務諸表原則の改訂と企業の対応』松尾聿正・柴健次編『日本企業の会計実態—会計基準の国際化に向けて—』白桃書房、1999年、35-51頁。
- [1999b] 『連結情報のディスクロージャー』ディスクロージャー研究会編『現代ディスクロージャー論』中央経

済社、1999年、149-160頁。

松尾聿正 [1998] 「会計基準国際化対応動向調査報告」『関西大学商学論集』第43巻第1号、29-126頁。

—— [1999] 『アナリストから見た日本の会計制度改革—会計基準の国際化に向けて—』関西大学出版部。

（証明）

$$\text{①自己資本比率(部分時価評価法)} = (C_p + C_s(1-k)) / (A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (1 - C_{sf})k)$$

$$\text{自己資本比率(全面時価評価法)} = (C_p + C_{sf}(1-k)) / (A_p + A_{sf} + (1 - C_{sf})k)$$

$$\begin{aligned} C_p + C_{sf}(1-k) &= C_p + C_s(1-k) + (C_{sf} - C_s)(1-k) \\ &= C_p + C_s(1-k) + (A_{sf} - A_s)(1-k) - (L_{sf} - L_s)(1-k) \\ &= C_p + C_s(1-k) + (A_{sf} - A_s)(1-k) \end{aligned} \quad (L_{sf} = L_s)$$

$$A_p + A_{sf} + (1 - C_{sf})k = A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (1 - C_{sf})k + (A_{sf} - A_s)(1-k)$$

ここで、 $C_p + C_s(1-k) = a$ 、 $A_p + A_s + (A_{sf} - A_s)k + (1 - C_{sf})k = b$ 、 $(A_{sf} - A_s)(1-k) = c$ と置くと、

$$\text{自己資本比率(部分時価評価法)} - \text{自己資本比率(全面時価評価法)} = (a/b) - (a+c)/(b+c)$$

$$= (c(a-b)) / (b(b+c)) < 0 \quad (a > 0, b > 0, c > 0, b > a)$$

自己資本比率(部分時価評価法) < 自己資本比率(全面時価評価法)

$$\text{②固定比率(部分時価評価法)} = (A_{pi} + A_{si} + (A_{sif} - A_{si})k) / (C_p + C_s(1-k))$$

$$\text{固定比率(全面時価評価法)} = (A_{pi} + A_{sif}) / (C_p + C_{sf}(1-k))$$

$$\begin{aligned} A_{pi} + A_{sif} &= A_{pi} + A_{si} + (A_{sif} - A_{si})k + (A_{sif} - A_{si})(1-k) \\ C_p + C_{sf}(1-k) &= C_p + C_s(1-k) + (A_{sf} - A_s)(1-k) - (L_{sf} - L_s)(1-k) \\ &= C_p + C_s(1-k) + (A_{sif} - A_{si})(1-k) + (A_{scf} - A_{sc})(1-k) - (L_{sf} - L_s)(1-k) \\ &= C_p + C_s(1-k) + (A_{sif} - A_{si})(1-k) \end{aligned} \quad (A_{scf} = A_{sc}, L_{sf} = L_s)$$

ここで、 $A_{pi} + A_{si} + (A_{sif} - A_{si})k = a$ 、 $C_p + C_s(1-k) = b$ 、 $(A_{sif} - A_{si})(1-k) = c$ と置くと、

$$\text{固定比率(部分時価評価法)} - \text{固定比率(全面時価評価法)}$$

$$= (a/b) - (a+c)/(b+c)$$

$$= (c(a-b)) / (b(b+c)) \quad (a > 0, b > 0, c > 0)$$